

19世紀ブランデンブルクにおける近代村落社会の形成

— フリーデルスドルフ村を事例に —(2)

The Brandenburgian Modern Rural Society in the 19th Century: A Case Study from Friedersdorf (2)

山 崎 彰
YAMAZAKI, Akira

キーワード：ブランデンブルク, 土地貴族, マルヴィッツ家, フリーデルスドルフ村

key words : Brandenburg, landed nobility, von der Marwitz, Friedersdorf

はじめに

I 農民経済の成長

II 旧土地貴族の領地改革

1. 領地改革と農村公共圏
2. 村落学校改革 (1801/4年)
3. 週賦役の廃止 (1809年) (以上、本誌、第17号、2016年に掲載)

III プロイセン改革と領主制の解体

1. 改革立法と賦役の償却

プロイセン改革期に発布された「調整令」(1811年)¹⁾や「調整令布告」(1816年)²⁾、「償却令」(1821年)³⁾など、農業改革立法の意義については、藤瀬浩司やハルトムート・ハルニッシュによる優れた研究があるが、なお議論すべき論点は残っている。従来、これらの農業立法の研究においては、「調整令」とその改正法「調整令布告」を中心に論じられてきた⁴⁾。これらに焦点が当てられたのには、それなりの理由があった。何よりも先ず、農場領主制下の隷属的な農民の地位として典型的である隷役小作 (Lassitentum) と定期小作

(Zeitpacht) は、「調整令」と「同布告」の対象とされていた。隷属度が顕著で、農場に対して安定的な保有権を持たない彼らの処遇が、農業立法における最大の焦点であったことは、クナップやハルニッシュの研究が明らかにしているとおりであるが⁵⁾、これらが重視されるあまり、「償却令」の意義は十分検討されてこなかったのではないか。かつて、日本の経済史学界では、農民解放の形態について、封建的負担の有償償却 (領主主導型) か無償廃止 (農民主導型) かが中心的な論点となり、手続の法的形式はほとんど問題とされなかった。しかしそれらが、①改革立法以前に実施されたのか、②改革時の「調整令」「同布告」の対象となったのか、あるいは③「償却令」の対象となったかでは、賦役廃止のプロセスに大きな違いが生じた。ハルニッシュの研究によると、ブランデンブルクで1848年までに賦役の廃止手続きがとられた農民数は、償却 (Ablösung) による者が、調整 (Regulierung) の対象者の2倍にもものぼり⁶⁾、量的な面から見ると、償却の重要性は歴然としていた。こ

れまでプロイセン国家の農民解放を論じる際、償却にはその数に見合った意義が十分認められてこなかったといえよう。しかもヘッセンやザクセンにおいて、ようやく1848年革命を契機に償却の法制化が確定されたのに比べ⁷⁾、これより約30年も前に償却令が制定された意味も、十分評価されてこなかった。フリーデルスドルフの農民たちの場合も、「償却令」の対象とされていた。以下では、同村の場合に即して、調整との比較を念頭に、償却の独自の意味を確認することにしたい。

既にⅡ節で説明したように、プロイセン改革前には、領主と農民の双方が廃止の意志をもって契約に臨む以外に、賦役の撤廃は実行されなかった。このため、農業改革立法が制定される以前においては、領主側がこれに踏み切る必然性を感じ取っていたかどうかが実現にとって重大であったし、また償却の対象となる賦役の価値算定に関して両者の間で合意が得られるかどうか、難しい問題であった。改革立法における調整の画期性は、この2つの難題を一般法によって一挙に解決したところにある。即ち、第1の問題に関しては農民側から提案があれば、彼らに対する土地所有権の付与と賦役廃止の手続きが開始可能になった。「調整令」では法発布後2年間のうちに当事者間で協議を開始し、さらに4年間で実施すると期限が定められていたのに対し⁸⁾、「調整令布告」では領主側の反対を考慮して期限が限定されることはなくなったが⁹⁾、しかし当事者双方の合意がなくとも、一方の側、特に農民の提案さえあれば、賦役と領主制廃止の手続きに入ることが可能であることには変わりはない¹⁰⁾。第2の難問の解決は、農民側が領主に対して負担する補償の評価手

続きを大幅に簡略化することで、容易化した。領主制の下で賦役や貢租負担が実際にどの程度であるかにかかわらず、農地の1/3を割譲することで、土地所有権の取得と封建的負担の償却を実現することができるとしたのである¹¹⁾。確かに相変わらず、農地毎に価値を評価して、割譲する1/3の土地を確定することは、手続き上、簡単ではなかったであろう。さらに農民が領主より借り受けていた役畜や建築物は土地割譲とは別に、現金で返済せねばならず、この評価にも別個の作業を必要とした¹²⁾。しかしそうではあっても、評価作業が大幅に簡略化されたことには変わらない。ハルデンベルク内閣の体系的改革プログラムと、これにもとづく大胆な法規定がなければ、このような簡略化は不可能であり、ここにこそプロイセン農民解放の際だった特性があった。1820年代にほとんどの農民が、調整の手続きを終えることができたのも、「調整令」と「同布告」の法手続上の性格によるところが大きかった。有償償却であるとはいえ、調整は、封建的領主制下の権利関係をいちいち評価しないという点では、フランス革命における農民解放（無償廃止）と通じるものがあったといえる。

他方「償却令」は農場に対して安定的な保有権や永代小作権を有している農民に適用されるものであるため、領主制の解体については比較的問題が少ないように見える。しかし現実には実施過程では調整以上に困難を伴い、その原因は、権利と義務の評価方法に起因した。償却においても、領主制の解体は当事者一方の提案によって手続きを始めることができるとした点は、調整と同様であった¹³⁾。しかし「調整」のように土地の1/3の割譲に

よって、封建的負担を一挙に解消するといった方法は採らず、領主制下の諸負担の算定が廃止の前提作業となった。賦役に関しては、男女による様々な形態の賦役量を男子の手賦役日数に換算した上でこれを貨幣評価したが、不定量賦役のように価値算定の困難な賦役については、専門家による特別の評価作業に委ねられた。また穀物貢租もライ麦量に一元化した上で貨幣額に換算されたが、多種多様な現物貢租の場合は専門家の評価を待って初めて貨幣換算が可能になった¹⁴⁾。これによって算出された貨幣地代額を資本還元し(25倍)、現金支払えないしはこれに対応する土地の割譲によって、賦役と領主制が廃止されることになっていた¹⁵⁾。

このように償却も確かに農民単独の提起によって、手続きに入ることが可能ではあったが、実施するまでには償却額の算定をめぐって、領主との間で複雑な交渉を必要とした。償却は、領主制下の権利関係の詳細を法的に確認し、これの評価を当事者双方が粘り強く交渉することを求めており、その意味で、坂井栄八郎や松尾展成が解明したヘッセンやザクセンの農民解放と基本的に同じ解放方式であった¹⁶⁾。調整が土地の1/3を領主の所有とし、残りを農民の所有とした上で、それまでの負担や権利関係のこまごまとした評価作業を棚上げし、一挙に封建的関係を清算してしまったのとは、償却は異なった性格を持っていた。このため、償却の手続きは全体として手間取り、ブランデンブルクでは1820年代にはほとんど進まず、1830年代から40年代にかけて実行されていったのである¹⁷⁾。

2. フリーデルスドルフにおける賦役償却と領主制廃止の過程

フリーデルスドルフ領でも1830年代中頃まで賦役の廃止交渉は行われず、償却手続きに入ることはなかった。なぜ「償却令」制定後にすぐに目立った進展がなかったのか。第1の理由は、片方の当事者の提案があれば賦役廃止の手続きに入れるとはいえ、調整に比べれば償却は、権利関係の確定においてはるかに複雑な手順を必要とするため、両者の間に廃止に対する意見の一致がない場合、実施にあたって困難が予想された。特にマルヴィッツは領主制の維持に強いこだわりを持ち、領主農場の農法改革や村落学校改革も、領主制の生き残りのための手段と位置づけていた。結局、彼の生前のうちは領主としての圧倒的な存在感によって、農民の側からは簡単には廃止を提起することはできなかった¹⁸⁾。

第2に、領主農場における農法改革の経過が、年賦役と領主制の廃止を阻むいまひとつの原因でもあった。既にⅡ節で述べたように、輪裁式農法の導入によって、週賦役は農民にとって負担ばかりが重く、領主にとっても使い勝手の悪い労働力となっていたが、これに対して農繁期に集中投入できる年単位の賦役を、領主は簡単には手放すことができなかったのである。しかも輪裁式農法が、1820年代から30年代にかけて穀物価格や食肉価格の低迷によって、十分な成果を上げることができなかったのも、マルヴィッツが領主制の廃止を拒んだ理由であった。領主は農民農場の休閑地に牧羊権を確保していたが、この時期、羊毛価格は安定し、輪裁式農法にとっては本質的要因とは言いがたい牧羊が、領主農場にとって欠かせない存在となっていた(表2)¹⁹⁾。

輪裁式農法の導入期における困難が、領主側をして賦役と領主権の維持にこだわらせた経済的要因であった。1802年の村落学校改革、1803年以降の輪裁式農法の導入、1809年の週賦役廃止と、19世紀初頭には次々と領主制の改革を行い、農村社会の近代化を進めてきたのは領主の側であったが、1830年代には村落社会に対しては改革の推進力を失い、むしろ阻害要因となりつつあったといえよう。調整に比べると交渉が複雑になりがちな償却の場合、これらの阻害要因を取り除くことが容易ではなかったであろう。

このため賦役廃止の主導権は農民の側に移行せざるをえなくなる。この兆しは既に農民農場の休閒地の用益権をめぐる対立として、1830年代の中頃には見え始めていたので、この点から説明しておこう。農民の農地でありながら、休閒地に関する限りその用益権は基本的には領主の側にあり、農民は各自エンドウ豆1シェッフェル(=55ℓ)の播種を認められているほかは、領主の牧羊権を侵害しない範囲で休閒地に豚と鶯鳥の放牧権が与えられているにすぎなかった。しかし同じ休閒地に領主農場の日雇人たちも小家畜を放牧し、しかもこれらの下層民が増大するにつれ、農民たちは、休閒地利用のあり方をめぐって領主に対する不満を隠さなくなる。マルヴィッツはこの時の経緯を覚書に残し、その末尾において自分の死を待って、農民たちは牧羊権の撤廃ばかりではなく、領主権の全面的な廃止を求めるようになるのではないかと不安を書き記した上で、1809年に週賦役を廃止したことは早計ではなかったかと、悔恨の念さえ漏らしていた²⁰⁾。

1837年にマルヴィッツが死去すると、この

不安は的中することになる。彼は相続人となるべき息子を早逝によって次々と失っていたため、わずか13才の末男ベルンハルト(Bernhardt von der Marwitz)が後見人の補佐の下で、マルヴィッツ家とフリーデルスドルフ領を継承した。マルヴィッツの死を待っていたかのように、翌年1838年11月2日に19名の農民中18名より、年賦役の償却が要望されることになったが²¹⁾、この時、農民側が攻勢に出たのには、領主家の代替わりばかりが要因であったわけではない。この頃のブランデンブルクでは他の領地においても償却が急速に進んでおり、農民をめぐる社会的環境に変化があったことを推測させる。これについていまいし、説明しておくことにしよう。

1840年前後にブランデンブルクでは、農民をも巻き込み農業改良運動が広がっていた。農法改良に関する情報交換や奨励を目的とする農業協会は、ブランデンブルクでは「マルク経済協会」(1791年設立)を嚆矢とするが、それはたとえ身分を超えて活動したにしても、農業改良に関心を持つ土地貴族と聖職者、官僚を中心とした名望家組織であった。確かにマルク経済協会は、一般の農民への啓蒙にも無関心ではなく、1792年に創刊された機関誌『マルク経済協会年報』(Annalen der Märkischen Oeconomischen Gesellschaft zu Potsdam)に

表2 フリーデルスドルフ領主農場の羊飼育頭数

1774年	約900
1794年	1328
1804/5~09/10年平均	1456
1843年	3144

典拠：BLHA, Pr.Br.Rep.37, Friedersdorf, Nr.19, Bl.32-39, 135; Nr.133, Bl.14; Nr.159, Bl.19f.

加えて、1798年には農民の啓蒙を目的とした『公益民衆誌』(Gemeinütziges Volksblatt)を刊行したが、後者は1803年に廃刊となり、農民への影響をほとんど持たずにいた。その後のブランデンブルクでは、マルク経済協会が長らく農業に直接かかわる唯一の公益団体であり続けた。ところが1830年代末以降になると急速に各地で農業協会が設立され始める。フリーデルスドルフ近辺に限っても、1839年に「オーデル低湿地地方協会」が、1841年には「フランクフルト中央農業協会」が、1843年に「レプス農業協会」「ミュンヒェベルク農業協会」「ゼーロウ農業協会」が次々と設立されている²²⁾。この時期に創設された農業協会には、相変わらず土地貴族や大農場経営者を中心として運営されるものが多かったが、しかしもはや情報や意見交換の方法として、活字メディアに頼るばかりではなく、家畜品評会、農機具展示会、競馬など感覚的手段に訴える企画をも用意し、農民が積極的にこれに参加することにも配慮するようになっていた。さらには、フリーデルスドルフに隣接するゼーロウ市に農耕市民と農民より成る農業協会が1843年に設立され、レプス郡各地に支部が設けられた²³⁾。フリーデルスドルフの農民がこの協会に参加していたか確認できる史料はないが、周辺的な環境において、農民たちの間でも農法改良に対する期待が急速に高まっていたことは間違いないと思われる。フリーデルスドルフでの償却交渉が行われたのは、かかる機運が高まりつつあった時期であったことには、注意を要する点であろう。

次に1839年7月11日以降に始まった領主と農民の間の交渉について、検討することにしてしよう。この時の交渉記録によるならば、各々

の側の主張は以下のようなものであった²⁴⁾。領主の後見人の基本立場は、改革立法よりもむしろ両者が交わした契約を重視するというものであり、引き続き1809年の契約を遵守し年賦役の実施を求めている。しかし領主側の真の意図はその先にあったように思われる。もし農民が契約を守れないならば、同契約の第2条第8項では領主への義務を実行しない農民に対して農場の所有権を取り上げるとしている²⁵⁾、これを適用し、農民を1782年以前の隷役小作の地位に転化できると、後見人は主張していた。もし隷役小作の地位を彼らに押しつけることに成功した場合、改革立法の中で適用すべきは「償却令」ではなく「調整令布告」になるはずであった。農地の1/3を失うにもかかわらず、「調整令布告」は多くの農民から歓迎され、手続きの簡便さもあいまって、1820年代には急速に調整作業が実施されたことは既に述べた。しかしフリーデルスドルフの場合は「償却令」によって手続きが複雑となったとしても、農場所有権を取得済みの農民にとって、償却の負担ははるかに軽微のはずであった。領主の真のねらいは賦役と領主権の維持よりもむしろ、調整によって農地を割譲させ、経済的利益を最大化することにあったのではないかと、疑わざるをえない主張であった。

このような、一見契約の遵守を求めながら、実際には「調整令布告」の適用を意図する領主側の議論の脆弱さを、農民たちは初めから見抜いていたようである。彼らは、個別的な意味しか持たない1809年契約よりも、むしろ一般法である「償却令」が法源として優位にあることを正しく認識し、「償却令」に準拠して賦役の廃止を要求することは、契約の遵守規定を侵害

することにはならないと主張した²⁶⁾。このような農民側の主張の法的論拠は領主側のそれを凌駕し、「フランクフルト・ラウジッツ一般委員会」(第一審)も、「ブランデンブルク調整問題控訴審」(第二審)も全面的に農民たちの主張を認め、これによって1841年10月2日には償却による年賦役廃止が決定した²⁷⁾。これを踏まえて1842年には償却額に関する交渉が両者で行われたが、記録によると「償却すべき賦役の価値については、詳細な協議が行われ」、「長い交渉の結果、関係者の意見の一致をみた」とされている²⁸⁾。交渉が長引いたのは領主側の次のような主張、即ち年賦役は農繁期に集中的に投入されるために特別な価値があり、償却額の計算では標準的な労働賃金よりも高めに評価すべきとの議論に、農民が反発したことに理由がある。労働日数によって廃止済みの週賦役と比べると、年賦役は連畜賦役が約1/9、手賦役が1/27にすぎなかったにもかかわらず、領主の立場を考慮したためであろう。結局、補償額を週賦役の1/4とすることで決着した。即ち、年賦役廃止の代償はライ麦貢租によって支払うこととし、これまで年間20シェッフェルを負担していた同貢租を25シェッフェルに引き上げるという内容で合意を得たのである²⁹⁾。

さらに1842年2月以降に行われた交渉では、ついに農民の共有地分割をめぐる協議にも議論が及び、農民農場休閑地における牧羊権廃止に対して、領主はこの時には異議を挟むことはなかった³⁰⁾。領主は合計で127モルゲン52平方ルートの代償地を得て、牧羊権の廃止に同意し、1843年8月7日には共有地の分割も終了した³¹⁾。また賦役の代償としてのライ麦貢租に加えて、教会に対する十分の一

税などその他若干の封建的負担は、「償却・調整法」(1850年)³²⁾にもとづき、1852年12月24日の契約書によって、領主と領民(19人の農民全員の他3名)の間の協議によって廃止が決定された³³⁾。即ち、同法と同時に設立された地代銀行(Rentenbank)の融資を介してこれらの貢租は償却することとし、マルヴィッツ家は貢租に代わって地代銀行の発行する「地代債券」(Rentenbrief)を受領し、これに対して農民は「地代銀行法」(1850年)³⁴⁾第22条に従い、資本還元された貢租価値(20年間分)の4.5%を地代銀行に56年1ヶ月にわたって毎年支払うとした。これによって、フリーデルスドルフの領主権は、個別農民農場に対する支配に関する限り、ついに全廃されることになったのである³⁵⁾。

ここで、フリーデルスドルフ領の領主制廃止が契約による週賦役の廃止で始まり、「償却」による年賦役廃止へと移行したことの意味を確認しておきたい。領主制と賦役の廃止過程は既に、プロイセン改革による農業立法制定前からフリーデルスドルフ領では始まっており、それはマルヴィッツによる領主制の全体改革の一環として行われ、領主の主導性が明確に現れていた。これを実現したのが1809年に領主と農民の間で交わされた契約であった。領主が主導するのにもっとも相応しい法形式が、契約という形をとっていたことに注目しておきたい。この契約によって、輪裁式農法にとって重荷となりつつあった週賦役が廃止された。これに対してプロイセン改革期に法制定された償却では、農民側単独の提案によって賦役廃止の手続きの開始が可能となる一方、調整とは異なり、農民は領主との交渉によって賦役廃止の条件を自らの力

で勝ち取らねばならなかった。このようにフリーデルスドルフでも実施された償却は、農民たちの交渉力が試される方式であったとあってよい。その実現のためには領主と農民たちの間の力関係にも依存するところが大きかった。そこには、I節で述べた農民経済の成長が影響したばかりではなかった。1837年にマルヴィッツの死去したちょうどその頃、農法改良をめぐる公共圏の意見交換が農民をも巻き込み、農業協会による社会運動へと進化していたことも、農民たちには追い風になったと考えるべきであろう。

IV ナポレオン支配後の村落行政と社会秩序の形成

領主制の廃止は、個別農民農場への領主権を廃絶することによってのみ、実現したのではない。領主制の公的支配権が解消され、近代的な地方行政の形成がなければ、領主制に代わる農村社会秩序は完成しなかった。制度的には、領主裁判権と領主警察権の廃止がそのためには不可欠であり、それぞれの撤廃は1849年と1872年を待たねばならなかった。しかしフリーデルスドルフにおいては、村落の近代的行政村化は19世紀初頭のナポレオン軍による占領とこれに続いて行われたプロイセン改革、さらに解放戦争を転機として開始されていた。特に村落行政に関しては、①占領負担の租税行政への影響、②公共圏の学校行政への影響、③戦争、社会混乱の治安行政への影響、以上3点が注目される。以下、フリーデルスドルフにおいて、農民を中心とした行政村の整備と農村社会秩序の形成が進行した過程を追っていくことにしたい。

1. フランス軍占領負担と租税行政

ドイツ西部との対比で、ブランデンブルクの村落共同体の自立度について厳しく評価するハルニッシュでさえも、絶対王政時代には国家の財政的需要の必要性によって、村落行政の活動領域が広がったことを指摘している³⁶⁾。村落にさらなる租税行政機能の強化を求めることになったのが、フランス軍政による占領の体験であった。1806年10月の対仏戦争敗北を契機に、ブランデンブルクの州身分機関は突如重大な役割を負わされた³⁷⁾。フランス軍政はプロイセン国王政府の介入を嫌い、占領負担の命令は東方に逃避した政府ではなく、ブランデンブルク州の関係者、即ち騎士身分や都市に発せられることになったからである。これに対応するために州議会は11月28日に「身分委員会」(Ständisches Comité)を選出し、占領負担金調達に任にあたらせた³⁸⁾。州身分機関による租税政策は、次の2点においてこれまでのそれとは異なっていた。ブランデンブルクでは前絶対主義時代より絶対王政時代を通じて、農村直接税では領主と領民は同一の課税を課せられることはなかった。絶対王政時代には、領民に比べて軽減された租税を負担する一方、領主には領民の滞納分を肩代わりする責任があった³⁹⁾。しかし占領下の社会状況では、このような差別的待遇を継続するのは危険なことであった。シュレーゲン地方を中心に農民の間で領主制に対して抗議運動が顕在化しており、ブランデンブルクでもブリクニッツやルピンにおいて反領主闘争が勃発していたからである⁴⁰⁾。このため州議会が導入した農村直接税では身分の差を考慮せず、農業経営者には播種量を課税標準とした種粉税を、営業者や使用人には生業税を課

税し、領主にも領民と同一の課税を課したのである⁴¹⁾。次に、租税行政における変化も重大である。州議会や身分委員会は、相変わらず騎士身分と都市を選出母体として伝統的身分構成を堅持していたが、租税行政の末端において村落は領主から自立することを促された。領主と農民に対して共通の基準によって租税負担を課すことで、領主の租税負担が格段に増す一方、村落側の租税滞納に対して領主は代納の責任を免れることになった。このため農民の滞納については、村落の役人であるシュルツェ（村長）に対して支払いの督促がなされていた。

以下ではフリーデルスドルフの場合に即して、占領税制の影響を見ることにしよう。戦争前の農村直接税（コントリブチオンKontributionと騎兵糧秣税Kavalleriegeld）を、農民は年に約262ターレル負っていたのに対し、領主は33ターレル余りを負担するにすぎなかった。後者は騎馬税（Lehnpferdgeld）として30ターレルをこれとは別に負担していたが、これを加えても63ターレルにしかなかった⁴²⁾。農地の広さを参照するならば、いかに農民が過重な負担を負っていたかがわかる。即ち領主の農地2291モルゲンに対して、農民の農地は合計で1434モルゲンにすぎなかったからである⁴³⁾。しかしこれまでの租税行政は領主制の支配機構によって行われており、農民が以上を負担しえない場合は、領主に代納責任が課されていた。

一方、占領軍への賠償負担税においては、種粉税は領主と村落（農民）の間では2対1、さらに生業税は3対1の比率で配分された⁴⁴⁾。前者は穀作への課税、後者は用畜頭数（乳牛と羊）や手工業者、奉公人の数に応じて課税

されている。従来、圧倒的に農民に不利に課されていた農村税であるが、占領税においては農民の負担比率が大幅に軽減されていることが明らかになる。1809年から10年にかけてこの比率で頻繁に課税されることになった。このため1809年末には農民たちの支払い能力は枯渇し、滞納額が累積し、支払い不能の状況に追い込まれていたが、平等課税が導入された建前上、もはや領主は代納責任を果たすことはなかったのである⁴⁵⁾。

三十年戦争によって、ブランデンブルクの農村は壊滅的な被害を受けたが⁴⁶⁾、これに比べるならば対仏戦争とフランス軍占領による負担は、社会の解体に帰結するようなものにはならなかった。秩序が維持された原因として、領主が応分の責任を負うとともに、終始、租税行政が軍と農村住民の間で機能し続け、軍隊が直接、租税を強要するがごとき惨事を回避できたことがあげられる。特にフリーデルスドルフなど農村の末端に目を向けるならば、農民集団が領主とは別個に負担を負い、これを実行していたことに注目しなければならない。農民分の徴税業務はシュルツェ（村長）が責任を負うことになり、彼の責任はとりわけ重いものとなった⁴⁷⁾。占領経験によって、農民たちは課税の平等・公正化とともに、租税行政上の自立をも体験することになったといえる。

2. ナトルプの教育改革と学校行政

絶対王政時代における村落行政の機能強化は、租税のような国家の委任業務に限定されることはなく、村落行政の固有業務にも及んでいた。農村社会秩序の形成にとって固有業務の制度化は、一層重大である。既にフリー

デルスドルフでは、17・18世紀交より本格化した低湿地の開発により農地は2倍弱へと大幅に拡大し、これに伴い道路や橋に加えて、オーデル川沿いの堤防と低湿地内に張りめぐらされた溝渠の補修は、湿地内農地の維持のために、村落行政にとっても重大任務となっていた。1843年に領主、農民の間で確定した共有地分割協議書において、村内の公共設備の維持責任もまた決定され、道路や堤防、溝渠に関しては、具体的に名称と区間をあげて領主と村落各々の担当責任を明示した⁴⁸⁾。しかしこれらの責任分担体制は18世紀の間に慣行として形成されていたものと思われる。例えば1774年に領主と農民（コセーテ）間で低湿地内農地の交換分合を取り決めた際には、溝渠の維持については詳細に規定されることはなく、「これまでの原則によって（auf den bisherigen Fuß）」、両者で分担し農民の側が半分を負担するとしていたところからも、このことはうかがえる⁴⁹⁾。1843年の協議書の意義は、領主と村落間の分担関係を明文化した上で、村落内の負担分配についても定めるところにあった。これによると公共設備の負担は農民たちに戸別割りで平等に配分されるとしており⁵⁰⁾、日雇人など下層民には負担は課されていなかった。この点は、これから説明する学校行政にも当てはまる。

1810年代に入るとフリーデルスドルフでは村落行政の固有業務の中で、学校行政の拡大が、領主と農民の間で再度、焦点となるが、前回（1801/4年）とは対立構造が様変わりしていた。発端は1811年5月上旬のことであったと思われる。突然、ブランデンブルク上級宗務・学校審議官（Oberkonsistorial- und Schulrat）のナトロプ（Bernhard Christoph

Ludwig Natorp）という人物が、フランクフルト学校管区の視学官（Schulinspektor）であるノイマン（Karl Heinrich Neumann）を伴い、フリーデルスドルフの学校事情を視察することから、学校改革は再開された。ノイマンは聴き取り調査を終えて、5月30日の書簡で領主のマルヴィッツに対して学校改革を要請した⁵¹⁾。具体的には夏期教室（Sommerschule）を開校した上で、教員をして年間を通じて教育業務に専念させるため給与を増し、その財源として授業料を農村住民から徴収することを求めている。

これに対してマルヴィッツは早速、6月5日付で回答を送っている。反論の要点は以下の点にしぼることができる⁵²⁾。先ず書簡の冒頭から、学校政策の背景にあるプロイセン改革の理念を大上段に批判している。即ちノイマンの要求が、地域事情を無視して普遍的規則を適用するものであり、単純化によって多様な要素が一様に扱われかねないと懸念を表明した。このような視点から、学校制度に即して、次のように反論する。マルヴィッツも学校制度が有益であることを認めた上で、農村の事情を考慮するならば、夏期教室の開校は弊害がまさると考えた。先ず夏期教室は農繁期に農村住民から貴重な労働力を奪うことになりかねず、教育にとっても逆効果にしかならない。なぜならば子供たちが実体験から農作業を学ぶ機会が減少することになるからであった。まさに、1801年にマルヴィッツが学校改革を始めた際に、農民や牧師たちが改革に対する不満としてあげた論点を、今度は彼自身が主張する側となっていた。冬期教室だけならば、領主として基金を設置し学校教師への給与支払いは十分行っており、あらた

に授業料など徴収する必要はない、夏期教室を開設することになれば、一層の資金負担が必要になり、授業料徴収によって住民を苦しめるだけだと彼は述べる。さらにマルヴィッツの批判は、ノイマンの書簡には取り上げられていない問題にまで論点を広げている。特に改革行政が領主の了解を得ることなく、村落住民に学校理事会 (Schul-Vorstände) を設置させたことに対して激しく反発した。彼はこれによって国家行政が住民を直接に把握し、領主の学校保護権をないがしろにするものになると、不安視していたのである。

さて1801年から2年にかけて、あれほど学校改革に情熱を傾けたマルヴィッツが、なぜこの時には一見これに逆行するがごとき立場に転じたのか、また彼が反発したナトルプやノイマンの学校改革とはそもそもどのような内容であったのか。まずは、ヨアヒム・ショルツの研究によりながら、ナトルプの農村学校改革について説明しておこう⁵³⁾。

ナトルプはヴェストファーレンでの学校改革の功績を見込まれ、フンボルトによって1809年5月にブランデンブルク州政庁に招聘され、8月3日に上記官職に任命されると、改革意欲のある聖職者のネットワークを作り出していった。彼は一方で聖職者を通じて学校の現状を報告させ、他方で彼らの力を借り、領地の壁を越えて、各地域に聖職者と学校教員の社会関係を張りめぐらし、これを通じて教員の教育力と社会的な地位を高めつつ、学校改革を実現しようとしたのである。具体的にはブランデンブルクの各地に教員会議 (Schullehrerkonferenzen) を設置させ、教育に関する意見交換と相互教育の場とした。教員会議は聖職者と教員の意見交換の場にとどま

るのではなく、教員の補習教育課程や読書サークルが併設され、この運動の中から教員養成機関としてのゼミナール (Lehrerseminare) が、聖職者の指導によりブランデンブルクの各地に生まれた⁵⁴⁾。ナトルプの計算によるならば、1812年11月には71もの教員会議が設置され、これに750~800人の教員が参加しており、また1814年には200人以上の教員が補習教育を受講していた⁵⁵⁾。教員たちには農村手工業者など低身分の出身者が多く、これまで聖職者の下で教会番 (Küster) を兼務することに甘んじていた。このような教員たちが自らの地位向上を求め、1810年代初頭のブランデンブルクに鬱勃として登場した教員団体に、情熱をもって参加した。ナトルプは彼らの地位向上への野心を、公共圏を通じて取り込むことに成功したといえる。

ナトルプを支えた聖職者の中に、フリーデルスドルフを訪れたノイマンがいた⁵⁶⁾。彼はフランクフルト市近郊の村ラッソウ (Lassow) の牧師職をつとめるかたわら、フリーデルスドルフもこれに属するフランクフルト学校管区の視学官をつとめていた⁵⁷⁾。ナトルプの求めに応じ、1811年3月に管轄の学校管区に関する報告書を作成し刊行していた⁵⁸⁾。また1810年から1815年にかけて年に数回、ラッソウにおいて教員会議を開催するとともに、教員のために再教育の課程を用意していた⁵⁹⁾。このように彼は、自らの管区の学校事情の把握に努め、学校教育の改善とともに、教員の能力向上に力を注ぎ、ナトルプの信頼を勝ち得ていた。

こうしてナトルプやノイマンの改革構想は、広域的な面では教員会議を開設し教員の教育能力の向上をはかる一方、ミクロな領域では、

村落学校の夏期教室を開設し、この分の授業料を徴収させ、これを財源として教員の待遇を改善し、教育能力を向上させようとした。さらに学校行政（視学官）指導下で村落に学校理事会を設置させ、授業料負担者である住民の教育参加意識を高めることを目指しており、教育制度を総合的かつシステムティックに構築しようとしていたのである⁶⁰。ノイマンによるフリーデルスドルフの学校関係への介入の意味は、こうした構造の中で理解されなければならない。彼のフリーデルスドルフ視察は同校教員シューア（Schur）より、夏期教室ならびに教員給与に関して申し立てを受けたことから始まっており、フリーデルスドルフの教員に対してもナトルプとノイマンの活動は確実に影響力を及ぼしていた。

ナトルプの学校改革政策がマルヴィッツの反発を招いたのには、直接的には夏期教室に対する評価の相違が原因であったが、しかし上記のような教員組織や教育行政が、領主の持つ学校保護権を無意味化しかねないと受けとめたところに、対立の本質があったと思われる。実際に学校教育に関心を持つ領主の中でも、ナトルプに反発を示したのは彼ばかりではなかった。ルピン郡長をつとめて、ヴストラウ領（Gut Wustrau）の領主でもあったツィーテン（Fr. Chr. Ludw. Emil von Zieten）は領地改革に熱心で、学校制度の整備においても積極的に取り組む領主としてロッハウと並ぶ存在と評価されていたが⁶¹、ナトルプの改革行政が進めた学校理事会の設置が、領主の学校保護権を形骸化するとして、1810年11月には方針の撤回を求めていた⁶²。マルヴィッツがナトルプの改革を不安視していたのも、まさにこの点に最大の原因があったと

思われる。

次にナトルプ、ノイマンの教育政策がフリーデルスドルフの学校行政にどのような影響をもたらしたのか、残された史料は多くはないが、以下説明することにしよう。マルヴィッツは改革行政との対立点であった夏期教室の開校を結局は受容したが、しかし自らの学校保護権に固執し、独自の学校運営にあくまでもこだわり続けた。1821年8月27日にブランデンブルク東部の諸地方に対する州政庁の指示では、村落の夏期教室の授業時間は地域事情を考慮し、領主が村民と協議した上で、クライス（郡）の学校視学官の承認を得て決めるとしていたが⁶³、マルヴィッツはこの規定を根拠に、住民が無償で受けられる程度に夏期教室の授業をとどめるとして、1822年には1日3時間に授業を限定すると決定した⁶⁴。

また学校運営を自ら監督するため、マルヴィッツは教会・学校保護権の核心となる牧師と教員の任命権に最後まで固執し続けている⁶⁵。特に1837年に教員任命に関する領主権が危うくなると、彼は危機感をあらわにしている。1830年代には、教師に新しく任用される者はポツダム教員養成ゼミナール（Das Potsdamer Lehrerseminar）などによって育成される体制が、ブランデンブルクではほぼ確立していた⁶⁶。州政庁の教会・学校局は、これらで訓練された学校教師候補生が試用期間を無事終了し、学校視学官を介して任用を認められれば、正式な教員として雇用されると1837年2月18日に決定した⁶⁷。教員養成課程の履修者であるとはいえ経験の無い若者を、領主の承認なしに正式に教員任用することに対してマルヴィッツは強く反発し、同年6月から7月にかけてレプス郡議会で協議させ、

郡議会の名で実施の撤回を求めて州政府に請願書を準備している⁶⁸⁾。彼はこの直後に死去しており、この抗議の帰趨がどのようなものとなったのか明らかではないが、プロイセン改革期の公共圏における学校改革運動が、教員養成ゼミナールとして結実し、学校行政の整備ともあいまって、フリーデルスドルフでも領主の保護権を追い詰めていったことが、これらの史料から明らかになるのである。

しかも学校運営をめぐって、徐々に農民たちが領主と並ぶ立場を得ていった。農民による学校運営の関与の拡大は、教員の地位確立と並行して進んだ。1824年にローテンブルク(Rotenburg)を教員として任用した際は、「教会番(Küster)」の肩書きによってマルヴィッツは任命し、任用状に記された職務内容も教会関係の任務に中心があった。しかも教員候補者の授業に立ち会い、その適格性を確認したのはマルヴィッツと牧師のみであった⁶⁹⁾。しかし1832/3年にクリューガー(Friedrich August Krüger)が赴任した際には、肩書きは「教員(Schullehrer)」とされ、マルヴィッツが与えた任用状は州政府

の教会・学校局による承認も受けねばならなかった。加えて試行的な授業にはマルヴィッツや牧師とともに、農民たちもこの時には加わっていた⁷⁰⁾。

このようにナトルプの改革以後の重大な変化として、教員の専門職化の進展と、学校運営への農民参加が密接に絡み合いながら進化した。このことは教員給与の

負担関係にも反映されていた。教員の給与は、主に現金給与と現物支給、ならびに農地の用益権より構成されていた。現物支給や農地用益を貨幣価値に換算する困難を考慮し、ここでは現金給与に限定して検討してみる。フリーデルスドルフの教員給与は1812年以来19世紀前半を通じて58ターレル余りに事実上固定されていた(表3)。これは1801年以後のマルヴィッツの方針によって、教育を無償とし、生徒の保護者より授業料を徴収せず、教員給与を領主の負担とすると決めたことによる⁷¹⁾。しかし1811年に夏期教室の開校をめぐってノイマンと争った際に、夏期教室分の給与負担をマルヴィッツは拒否した。村落によって14ないし15ターレルが負担されているのは、領主が拒否した分を農民たちが共同で引き受けていたからであった。その後両者の学校会計への現金負担はほとんど固定されていたゆえに、1837年に教員のクリューガーが生徒の保護者からの授業料徴収を要求し、大幅な現金収入の増額を求めたが、結果的には実現しなかった⁷²⁾。しかし1854年に、

表3 フリーデルスドルフ村落学校の教員現金給与と財政

	1812	1824	(1837)	1854
領主から				
固定給	12tl	12tl	(12tl)	12tl
加給	24tl	24tl	(24tl)	39tl
村落から				
給与	15tl 19gr	14tl 19gr	(53tl)	39tl
燃料代他	0	0	(15tl)	23gr
教会番手当	7tl	7tl 15gr	(8tl)	7tl 18gr 9d
他	0	0	(10tl)	0
計	58tl 19gr	58tl 10gr	(122tl)	98tl 17gr 9d

単位：ターレル(tl)・グロシェン(gr)・ペニヒ(d) 1tl=24gr, 1gr=12d

注：1) 1837年の数値は教師クリューガーの賃上げ要求案であって、現実に彼が受け取っていた給与額ではない。

2) 1854年以前において、村落は15ターレル前後の固定負担の他に、30～40ターレルの臨時負担を支払っていた。

典拠：BLHA, Pr. Br. Rep.37, Friedersdorf, Nr.112, Bl.62f.; Nr.113, Bl.8, 46.

給与引き上げに関して三者（教員・農民・マルヴィッツ家）間で交渉した記録によると、それまでも農民たちは14ターレルの固定負担の他に、教員の求めに応じて毎年30から40ターレルを追加的に支出していた⁷³。フリーデルスドルフでは19世紀中葉まで相変わらず、子供の親からは授業料は徴収されてはいなかった。それにかわり、教員の専門職化に従って増加する学校財政を支えたのは、農民の戸数割り負担金であった。後述するとおり、19世紀前半に同村でも下層民の数は大幅に増大するが、彼らは学校運営にはほとんど資金的負担をしていなかったと考えてよい。負担を拡大した農民が、学校行政運営への権限を強めたことは間違いないであろう。そして農民集団を代表し学校運営に責任を持ったのが、教会・学校理事会であった。フリーデルスドルフの理事会がいつ成立したのかは明らかではないが、1842年時点で3名の農民から成る教会・学校理事会が活動していたことを史料的に確認できる⁷⁴。

3. 解放戦争後の社会不安と治安行政

村落の社会秩序維持に対する農民集団の役割を理解するためには、治安行政の分析は不可欠である。特に解放戦争とプロイセン改革は治安行政の面でも村落行政の成立を促していたから、この領域について最後に検討する。

農村社会秩序の維持に対して、領主警察権の下にありながら村落行政は領主と並びたって、責任を求められるようになっていた。これに対しては、農業立法によって農民が農場の所有者として領主と並ぶ存在として位置づけられたことが、影響を与えていたと考えねばならない。1834年の住民構成表（表5）に

も示されているとおり、農民は領主と共に「所有者」（Eigentümer）と位置づけられ、私法上は独立の存在とみなされていた。このため彼らには、村内の所有権秩序維持の責任が求められることになった。たとえばレプス郡ラントラート（郡長）が、1812年11月9日付の回状で、農民たちを村の所有者と呼び、治安維持は彼らの利害に特別関わるものであり、彼らに主体的に治安維持に参加する責任があると呼びかけていることに、注目しておきたい⁷⁵。

農民たちが独立した所有者として評価されたことは、国家と村落行政の関係にも影響を与えた。治安行政においても国家は直接、村落行政に指示を与える傾向を強めていった。プロイセン改革時のハルデンバルク内閣は「郡保安官設置勅令」（1812年）を發布し、郡政庁（Kreisdirektorium）を設置し、これを通じて村落を直接把握しようとした⁷⁶。領主警察権を危うくしかねない本法は結局実施するに至らなかったとはいえ、ラントラートは、治安関係の指示を領主宛にではなく、シュルツェ（村長）に直接与える場合が多くなる。1810年代において、郡をあげての不審者狩りなどは、フリーデルスドルフ領主に対してその実施を命じていたが、防火、家畜の防疫などに関してはむしろシュルツェに対して直接に指示を与えている⁷⁷。このような行政的な指示に的確に対応するために、シュルツェは官報や法令集を取り寄せ、村で常備することをラントラートによって命じられていた⁷⁸。

1810年代には村落の治安機能の実態においても、農民集団の責任は重くなったようにみえる。これは、防火や防疫、窃盗取り締まりなど通常の治安業務に加えて、解放戦争後、放浪者対策が緊急の課題となったことに理由

がある。この当時、旅芸人やロマなどの伝統的な遍歴者に加えて、戦争に際して生じた大量の敗残兵や逃亡兵が徘徊したり、あるいはポーランドの政情不安と関連して、政治集団がブランデンブルクにも出沒する危険が高まり、それらが治安攪乱要因として郡行政の重大な取締対象として浮上してきていた⁷⁹⁾。上述のとおり、これらについてはラントラートから領主に指示が与えられたとはいえ、不審者狩りにおいてはシュルツェは領主とともに実施に対して責任を負い、農民たちから実施担当者を選び、郡内一斉調査の日には、道路を封鎖し、村の入口で通行者とその旅券を全てチェックし、村内

を隅々まで調べ上げ、不審者を探し出すことが求められていたのである⁸⁰⁾。

農民集団の行政的な独立化は、村落行政におけるシュルツェ職の位置づけにも影響を与えることになった。18世紀以前より、フリーデルスドルフ領のシュルツェ職は領主に対して独立性の強いレーエン・シュルツェ(Lehnschulze)ではなく、領主から職を任せられた任命シュルツェ(Setzschulze)であった。農民の中で領主からこれに任命

された者は、若干の牧草地が貸与され、領主に代わって村の秩序を維持することが任されていた。しかしながら村落行政の役割の強化と農民集団の行政的自立化に伴い、指導者として彼はもはや領主の代理としての性格を弱め、郡行政と直接に結びつきつつ、独自の役割を担うようになった。この結果、1842年に共有地分割の交渉が行われると、シュルツェ職の報酬として領主が牧草地を貸与することに対して領主の側より疑問が呈され、廃止が提案された⁸¹⁾。村落行政の領主からの自立化が、このような領主の判断にも作用していた。

表4 フリーデルスドルフ村住民構成(1809年)

	世帯数	成人男	成人女	子供	下男	下女	童僕	合計
領主(館)	1	5	2	—	—	—	—	7
領主(農場)	4	7	6	9	6	5	10	43
農民(旅籠含む)	20	39	30	34	11	1	—	115
非農民	25	31	34	37	—	—	—	102
うち家畜番	5	5	5	5	—	—	—	(26)
うち日雇	7	7	7	12	—	—	—	(15)
うち单身婦人	1	—	5	—	—	—	—	(5)
うち教会番・教員	1	3	2	—	—	—	—	(5)
計	50	82	72	81	17	16	10	267

典拠: BLHA, Pr. Br. Rep.37, Friedersdorf, Nr.163, Bl.13f.

表5 フリーデルスドルフ村住民構成(1834年)

	所有者		傭人		子供(14才以上)		子供(14才未満)		奉公人		合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
領主(館)	1	1	2	2	—	3	3	1	4	4	21
領主(農場)	—	—	3	1	—	—	—	3	12	6	25
農民(旅籠含む)	18	20	—	—	8	5	22	25	22	11	131
ビュドナー	1	1	—	—	—	—	1	1	—	1	5
常雇賃労働者	—	—	11	11	} 1	} 18	} 40	} 36	} 3	} 5	} 168
日雇	—	—	20	23							
家畜番	—	—	3	4	1	1	1	4	—	—	14
アインリーガー	—	—	2	7	—	2	3	6	—	—	20
果樹園小作人	—	—	1	1	—	—	3	1	—	—	6
教会番・教員	—	—	1	1	—	—	—	2	—	—	4
計	20	22	43	50	10	29	73	79	41	27	394

典拠: BLHA, Pr. Br. Rep.37, Friedersdorf, Nr.163, Bl.55-62

結び 農村市民社会と下層民の形成

18・19世紀交のフリーデルスドルフ領においては、農村社会の構造的転換が農民経済の成長を踏まえつつ（Ⅰ節）、領主権をてこに領主自身の指導性によって開始された（Ⅱ節）。しかし領主主導の改革は領主権の維持を前提とし、さらに領主農場の経営改革を優先することによって、自ずと限界が付されていた。対ナポレオン戦争の敗戦とプロイセン改革後、農民達は領主による領地改革の限界を突破し、賦役の償却条件をめぐる領主と渡り合い農場所有権を確定するとともに（Ⅲ節）、領主の租税行政、学校保護権、警察権から村落行政を自立化させ社会秩序形成を進めていった（Ⅳ節）。この過程において、当初、貴族・聖職者・官僚層に限定されていた公共圏の影響が、プロイセン改革期には教員に及び、さらには1830年代末から40年代にかけては農民層にまで広がっていたことを読み取ることができた。従ってこの構造転換は同時に、市民社会的秩序形成の過程としても理解することができる。しかし学校行政や治安行政の検討に際して言及したことであるが、農村内に下層民や「他所者」が増大しつつあり、彼らまで市民社会的関係の中に迎え入れられていたとみなすことはできない。下層民との関係に視野を広げたとき、農村社会の市民社会化をどのように評価したらよいのか、最後に述べておきたい。先ず下層民形成の状況について、数量的に確認しておこう（表4,5参照）。

1809年時点で、領主と農民の家（館・農場）に居住する者はフリーデルスドルフ住民全体の6割を超えていた（267人中165人）。その後1834年までの間に住民数は急増するが（267人→394人）、この増加は領主と農民の家の外

側で生じた。即ち領主の館・農場と農民の家に属する者は165人から177人に微増したにすぎなかったのに対し、これらに属さない非農民層の人口は102人から217人に増加していたのである。社会構成の変化の内容をさらに詳しく見てみよう。

領主の下で居住する労働力の構成は次のように変化する。1809年には奉公人21名をも含め、使用人は34名前後であった。これに対して1834年には農場奉公人18名、館での奉公人8名、その他8名で合計34名となり、この間ほとんど変化はなかったと考えてよい。農場奉公人数に目立った変化がなかったことの意味について、別稿で詳細に論じる予定であるが、領主農場における農業経営の集約化は、奉公人の季節間の労働量の均等化を伴いつつ実施されたため、奉公人数の増加はみられなかったのである。これに対して農民の屋敷に居住する者は115人から131人に増加していた。階層として農民に同一視されている旅籠も含めると、農民の家はこの間に20戸と変化はなく、18世紀以来もっとも安定した階層であった。成人男女に関しては69人（1809年）から38人（1834年）へと減るが、この不自然な減少は分類基準の変化に起因すると考えられる。前者には年長の子供（14才以上）も分類されていた可能性が高い。これに対して増大が確実視できるのは、12人から33人に増大した奉公人層である。領主農場がこの間、奉公人増大を伴わない生産拡大を実現したのに対し、農民農場では対照的に恒常的労働力を増強する傾向にあった、といえる。

急増する非農民層の中では常雇賃労働者（Deputanten）と日雇人（Tagelöhner）が、1809年の表では明確に区分することはでき

ないのであるが、実際には、家畜番などの常雇賃労働者はこの間、10家族程度でほとんど変化がなく、非農民層の増加はもっぱら日雇人の急増によっていた。即ち領主農場に安定的に雇用された常雇賃労働者ではなく、生活基盤の不安定な日雇人の増加が顕著であった。しかも彼らのほとんどは、村の農地に小地片を所有するビュドナー (Büdner) ではなく、これを欠くアインリーガー (Einlieger) と呼ばれる階層であった。加えて1830年代にはこの他に、住民統計には記載されない労働者がフリーデルスドルフでは増大していた。即ち、領主農場にはこの頃、穀物収穫時には常時30数名、馬鈴薯収穫時には60名もの一時的な契約労働者が、シュレージェン地方から村内に引き入れられていたのである⁸²⁾。

既に述べたように、1834年住民記録では、農民が領主とともに「所有者」と規定されていた。身分制社会の解消と社会関係の市民社会化がフリーデルスドルフ領でも進展していたといえるが、他方では領主の館・農場と農民農場に包摂されることのない日雇人や季節労働者が、顕著に増大していた。このような下層民や他所者の増大に直面して、19世紀前半には、ブルジョア社会における「社会秩序形成者」として、農民層の社会的役割が重視される時代を迎えたといえる。ところで藤田幸一郎は、このようなドイツ農村住民の二極分解に関して、近代農村社会の中にコルポラティーフな性格を見だし、特に定住者である農民集団の閉鎖性を重視していた⁸³⁾。一方、足立芳宏は、北西ドイツの近代農村社会が「他所者」の排除を宿痾として内包していた点に着目し、農村社会のナチス化との関連を追究した⁸⁴⁾。なるほど、19世紀前半のフリーデル

スドルフでも農民たちの閉鎖性は否定できない。しかし、彼らが所有者としての地位を獲得する過程を検討した結果として、次の3点は確認しておきたい。①19世紀初頭の領主の改革に対抗するようにして、農民たちは領主との間で「償却」という交渉過程を経て、権利と法的地位を自力で獲得したこと。②教員会議や農業協会のような地域的な公益団体が、農民や村落学校教師の意識や活動を支えていたこと。③この時代の農民たちは村落行政を整備し、公共設備や学校教育、治安維持などの社会制度を自立的に維持するようになったこと、以上である。従って、かかる社会秩序は19世紀において、市民社会的性格を帯びつつ、農民によって意識的に創出されたものとすることができる。フリーデルスドルフにおいて19世紀後半以降、はたして農民たちが下層民や他所者を、社会秩序に対する「フリーライダー」「攪乱者」として敵対的になったのか論証することはできないが、仮にかかる現象が見られたとしても、その市民社会的な特性と矛盾するものではないといわねばならない⁸⁵⁾。

註

- 1) Edikt die Regulierung der gutsherrlichen und bäuerlichen Verhältnisse betreffend (14. Sep.1811),in: Gesetzsammlung für die Königlichen Preußischen Staaten (以下GSと略), 1811, S.281-299.
- 2) Deklaration des Edikt vom 14ten September 1811, wegen der gutsherrlichen und bäuerlichen Verhältnisse (29. Mai 1816), in: GS, 1816,1817, S.154-180.
- 3) Ordnung wegen Ablösung der Dienst,

- Natural- und Geldleistung von Grundstücken, welche eigenthümlich, zu Erbzins- und Erbpachtrecht, besessen werden (7. Juni 1821), in: GS, 1821, S.77-88.
- 4) Hartmut Harnisch, Kapitalistische Agrarreform und Industrielle Revolution. Agrarhistorische Untersuchungen über das ostelbische Preußen zwischen Spätfudalismus und bürgerlich-demokratischer Revolution von 1848/49 unter besonderer Berücksichtigung der Provinz Brandenburg, Weimar, 1984, S.84-95; 藤瀬浩司『近代ドイツ農業の形成—い わゆる「プロシャ型」進化の歴史的検証』御茶の水書房、1967年、238-249頁。
- 5) Georg Friedrich Knapp, Die Bauernbefreiung und der Ursprung der Landarbeiter in den älteren Theilen Preußens, Bd.1, 1927, S.161-200; H. Harnisch, Kapitalistische Agrarreform, S.84-94.
- 6) H.Harnisch, Kapitalistische Agrarreform, Anhang, Tab.3,4.
- 7) 坂井栄八郎「クールヘッセンにおける農民と農民解放」同氏『ドイツ近代史研究：啓蒙絶対主義から近代的官僚国家へ』山川出版社、1998年；松尾展成『ザクセン封建地代償却史研究』大学教育出版会、2011年。
- 8) Edikt (註1), §§ 5,23.
- 9) H. Harnisch, Kapitalistische Agrarreform, S.94.
- 10) Deklaration (註2), Art.9.
- 11) Edikt, §§ 10,12; Deklaration, Art.15. 隸役小作において世襲的な権利が保証されていなかったり、定期小作であった場合は割譲する土地を1/2としている。Edekit, § 40.
- 12) Edekit, § 18; Deklaration, Art.43.
- 13) Ordnung (註3), § 6.
- 14) Ebenda, §§ 18-11, 6, 27, 28 ; Gemeinheits- teilungs-Ordnung vom 7. Juni 1821, §§ 73, 74,75, in: GS, 1821, S.53-77.
- 15) Ordnung (註3), § § 16,18.
- 16) 坂井栄八郎、前掲書；松尾展成、前掲書。
- 17) H.Harnisch, Kapitalistische Agrarreform, Anhang, Tab.III.
- 18) Ewald Frie, Friedrich August Ludwig von der Marwitz 1777-1837. Biographien eines Preußen, Paderborn, 2001, S.158.
- 19) 領主の牧羊権が農民農場の経営改革にとって障害となっていたことは、ザクセンの場合も同様であった。松尾展成「ザクセン牧羊業の発展と農民経済」大野英二・住田一彦・諸田實編『ドイツ資本主義の史的構造』有斐閣、1972年を参照。
- 20) Brandenburgisches Landeshauptarchiv(以下 BLHA), Pr. Br. Rep.37, Friedersdorf, Nr.21, Bl. 139-144; E. Frie, Friedrich August Ludwig von der Marwitz, S.153f.
- 21) BLHA, Pr. Br. Rep.37, Friedersdorf, Nr.20, Bl.4-10.
- 22) Annalen der Landwirtschaft in den Königlich Preußischen Staaten, 2.Jg., Bd.3, 1844, S.19-33.
- 23) Hans-Heinrich Müller, Die brandenburgische Landwirtschaft im Spiegel der Berichte des preußischen Landesökonomie Kollegium um die Mitte des 19. Jahrhunderts (ca.1846-1860), in: Jahrbuch für Brandenburgische Landesgeschichte, Bd.45, 1994, S.120-121.
- 24) BLHA, Pr. Br. Rep.37, Friedersdorf, Nr.20, Bl.4-13.

- 25) BLHA, Pr. Br. Rep.37, Friedersdorf, Nr.21, Bl.20; Friedrich Meusel(Hg.),Friedrich August Ludwig von der Marwitz. Ein märkischer Edelman im Zeitalter der Befreiungskriege, Bd.2-2, Berlin, 1913, S.240f.
- 26) BLHA, Pr. Br.Rep.37, Friedersdorf, Nr.20, Bl.7-9.
- 27) Ebenda, Bl.18f., 23, 27-36, 42-44.
- 28) BLHA, Pr. Br. Rep.37, Friedersdorf, Nr.21, Bl.50.
- 29) ただしこの貢租は現物によって支払うのではなく、官報に掲載されたベルリン市場の価格表にもとづき、10月1日から12月31日の間の最高価格と最低価格の中間値に従って、25シェッフェルのライ麦量を貨幣価値として換算し、貨幣によって支払われた。Cf. Ebenda, Bl.102f.
- 30) BLHA, Pr. Br. Rep.37, Friedersdorf, Nr.20, Bl.48f.
- 31) BLHA, Pr. Br. Rep.37, Friedersdorf, Nr.19, Bl.133-169.
- 32) Gesetz, betreffend die Ablösung der Reallasten und die Regulierung der gutsherrlichen und bäuerlichen Verhältnisse (2. März 1850), in: GS, 1850, S.77-111.
- 33) BLHA, Pr. Br. Rep.37, Friedersdorf, Nr.20, Bl.112-120.
- 34) Gesetz über die Einrichtung von Rentenbanken (2. März 1850), in: GS, 1850, S.112-128.
- 35) 「償却・調整法」と「地代銀行法」については藤瀬浩司、前掲書、251-253頁も参照。
- 36) H.Harnisch, Die Landgemeinde in der Herrschaftsstruktur des feudalabsolutistischen Staates, in: Jahrbuch für Geschichte des Feudalismus, Bd.13, 1989, S.209-213.
- 37) 以下については山崎彰「ハルデンベルク改革政治とマルヴィッツープロイセン改革期における身分制国制再生論」佐藤勝則編著『比較連邦制史研究』多賀出版、2010年、104-109頁。
- 38) [Magnus Friedrich von Bassewitz], Die Kurmark Brandenburg in Zusammenhang mit den Schicksal des Gesamtstaates Preußen während der Zeit vom 22. Oktober 1806 bis zu Ende des Jahres 1808, Bd.2, Leipzig, 1852, S.12-23.
- 39) 山崎彰『ドイツ近世的権力と土地貴族』未来社、2005年、327-330頁。
- 40) Bernd von Münchow-Pohl, Zwischen Reform und Krieg. Untersuchungen zur Bewußtseinlage in Preußen 1809-1812, Göttingen, 1987, S.98-107.
- 41) [M. v. Bassewitz], Die Kurmark Brandenburg, S.42-48.
- 42) フリーデルスドルフ領全体の負担額のデータは Paul Gottlieb Wöhner, Steuerverfassung des platten Landes der Kurmark Brandenburg, Tl.2, Berlin, 1805, S.130f.より得られる。領主の課税額はBLHA, Pr. Br. Rep.37, Friedersdorf, Nr.520, Bl.61から、農民の負担額は両者の差額から計算した。
- 43) BLHA, Pr. Br. Rep.37, Friedersdorf, Nr.19, Bl.40-63: Nr.160, Bl.5.
- 44) BLHA, Pr. Br. Rep.37, Friedersdorf, Nr.122, Bl.52f.
- 45) Ebenda, Bl.68, 80f. 加えて解放戦争時の1812年4月から1814年にかけて、プロイセン軍から糧秣供給と運搬夫役が要求されていたが、前者に関しては領主と農民の負担比は2対1であるのに対して、後者は圧倒的に農民によって実行された。BLHA, Pr. Br. Rep.37, Frieders-

- dorf, Nr.125, Bl.67-72.
- 46) 山崎彰、前掲書、第2章。
- 47) BLHA, Pr. Br. Rep.37, Friedersdorf, Nr.122, Bl.113.
- 48) BLHA, Pr. Br. Rep.37, Friedersdorf, Nr.19, Bl.141-146.
- 49) Ebenda, Bl.30.
- 50) Ebenda, Bl.110-112.
- 51) BLHA, Pr. Br. Rep.37, Friedersdorf, Nr.112, Bl.54f.
- 52) Ebenda, Bl.56f.
- 53) ノイゲバウアーの学校教育史研究では、プロイセン改革期のフンボルトによる教育改革が大学やギムナジウムで得た成功に比べ、初等教育では計画を構想する段階で終わり、見るべき成果がなかったと評価する一方、マルヴィッツなど土地貴族が独自に行った学校改革を近代学校改革の出発点として重視したことは、本稿冒頭でも述べた。Cf. Wolfgang Neugebauer, Bildungsreformen vor Wilhelm Humboldt. Am Beispiel der Mark Brandenburg, in: Jahrbuch für Brandenburgische Landesgeschichte, Bd.41, 1990.しかしショルツ(Joachim Scholz)は、フンボルトによってブランデンブルク州上級宗務官に任命されたナトルプが、農村聖職者や学校教師と協力して学校教育改革を進め、地方を舞台とした取組として重大な成果を上げたことを論証している。Cf. Joachim Scholz, Die Lehrer leuchten wie die hellen Sterne. Landschulreform und Elementarlehrerbildung in Brandenburg-Preußen, Bremen, 2011.
- 54) Ebenda, S.85-174.
- 55) Ebenda, S.139.
- 56) ノイマンについてはEbenda, S. 233、またナトルプとノイマンの協力関係についてはEbenda, S.105-110。
- 57) BLHA, Pr. Br. Rep.37, Friedersdorf, Nr.111, Bl.7.
- 58) J. Scholz, Die Lehrer leuchten wie die hellen Sterne, S.106f.
- 59) Ebenda, S.233.
- 60) Ebenda, S.180.
- 61) Wolfgang Neugebauer, Die Schulreform des Junkers Marwitz. Reformbestrebungen im brandenburg-preußischen Landadel vor 1806, in: Peter Albrecht/ Ernst Heinrich (Hg.), Das niedere Schulwesen im Übergang vom 18. zum 19. Jahrhundert, Tübingen,1995, S.275f.; W.Neugebauer,Bildungsreformen vor Wilhelm Humboldt, S.245f.
- 62) J. Scholz, Die Lehrer leuchten wie die hellen Sterne, S.181.
- 63) Amts-Blatt der Königlichen Regierung zu Frankfurt an der Oder (1821), Nr.37, S.281-283.
- 64) BLHA, Pr. Br. Rep.37, Friedersdorf, Nr.111, Bl.22.
- 65) 牧師の任用に関するマルヴィッツの態度に関しては、BLHA, Pr. Br. Rep.37, Friedersdorf, Nr.109, Bl.24f., 38-41, 59-61, 64, 72f.
- 66) 1830年代には、ポツダム教員養成ゼミナールでは常時70名の若者が3学年に分かれて学んでいた。J. Scholz, Die Lehrer leuchten wie die hellen Sterne, S.172.
- 67) BLHA, Pr.Br.Rep.37, Friedersdorf, Nr.111, Bl.23.
- 68) Ebenda, Bl.24-31.
- 69) BLHA, Pr. Br. Rep.37, Friedersdorf, Nr.113, Bl.46f.
- 70) BLHA, Pr.Br.Rep.37, Friedersdorf, Nr.111,

- Bl.64f.
- 71) Ebenda, Bl.1.
- 72) BLHA, Pr. Br. Rep.37, Friedersdorf, Nr.112, Bl.58f.,63.
- 73) Ebenda, Bl.61.
- 74) 学校理事会はシュルツェ、参審員、いま1人の農民から構成されていた。Cf. BLHA, Pr. Br. Rep.37, Friedersdorf, Nr.19, Bl.101.
- 75) BLHA, Pr. Br. Rep.37, Friedersdorf, Nr.139, Bl.17.
- 76) Edkit wegen Errichtung der Gendarmerie, in: GS, 1812, S.142.
- 77) BLHA, Pr.Br.Rep.37, Friedersdorf, Nr.139, Bl.17, 21.
- 78) Ebenda, Bl.54.
- 79) Enenda, Bl.14, 16, 24f.
- 80) Ebenda, Bl.47-53.
- 81) BLHA, Pr. Br. Rep.37, Friedersdorf, Nr.19, Bl.125.
- 82) BLHA, Pr. Br. Rep.37, Friedersdorf, Nr.179, Bl.70-72, 84f., 87f.
- 83) 藤田幸一郎『近代ドイツ農村社会経済史』未来社、1984年。
- 84) 足立芳宏『近代ドイツの農村社会と農業労働者—〈土着〉と〈他所者〉のあいだ』京都大学学術出版会、1997年。
- 85) この問題を考える上で、社会契約説によりながら普遍的人権思想を否定し、土地所有者による市民社会を唱道した18世紀の思想家ユストゥス・メーザー（肥前榮一・山崎彰訳）「農民農場を株式として考察する」（『郷土愛の夢』京都大学学術出版会、2009年、所収）と、肥前の解説が参照されるべきである。肥前はここで、啓蒙の時代のメーザーと第三帝国の農政家ヴァルター・ダレーを峻別しながらも、両者の間に思想的連続面があるのは否定できないとしている。同時に、歴史学派経済学者フリードリヒ・リストを介し、両者が深い「暗流」によって結ばれていることを示唆した小林昇のリスト研究の参照を求めている（小林昇「リストの生産力論」『小林昇経済学史著作集』第VI巻、未来社、1978年、271頁）。小林と肥前の展望は学説史研究、思想史研究にとどまらず、19世紀初めのドイツ農民と、19世紀末・20世紀前半の農民世界の関連を考える上でも、貴重な問題提起といわねばならない。